

笠間市における総合評価落札方式 に関する運用ガイドライン

令和8年4月

はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行された。平成26年6月には品確法が改定され、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が目的として追加されたところである。さらに、令和元年6月の法改正により、近年頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上の具体的な取組などが発注者あるいは受注者の責務として規定されたところである。

また、品確法第9条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が令和元年10月に変更され、品確法第22条の規定に基づく、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）についても、品確法の改正に伴い令和2年1月に改正されたところである。加えて、建設業において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用となることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革の取組を推進する必要がある。

本書は、笠間市の発注工事について、品確法及び基本方針や運用指針に基づき、将来にわたり公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価方式に関する運用ガイドラインを示したものである。本ガイドラインを参考に、品確法及び基本方針や運用指針の趣旨に鑑み、適切に運用できるように努められたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の結果等を踏まえ、改善を図っていく予定である。

目次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式の意義	1
(2) 総合評価方式の種類	2
(3) 総合評価による落札者の決定方法	3
2. 総合評価方式の実施手順	
特別簡易型及び簡易型	4
3. 総合評価方式の適用の目安	5
4. 評価基準の設定	
(1) 評価項目一覧	6
(2) 評価項目と配点（基本形）	7
(3) 評価項目と評価基準	8
(4) 評価の方法	11
5. 評価基準の基本例	
(1) 市内業者のみを入札参加者とする場合	12
(2) 市外業者を含め入札参加者とする場合	16
6. 評価委員会	20
7. 学識経験者からの意見聴取	20
8. 評価内容の担保等	21
9. 情報公開	22

1. 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式の意義

公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請企業や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）が施行された（令和6年6月19日改正）。品確法では、「公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の活用が揚げられている。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるように努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式の活用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減、交通渋滞対策・環境対策・事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術的競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

(2) 総合評価方式の種類

①特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

②簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために、施工上の具体的課題に対して作成された簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

【特別簡易型及び簡易型総合評価方式】

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度を評価し、地域社会の中で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する。

比較的工事規模が小さいものや難易度が低い工事においては、技術的な工夫の範囲が限定されることから、公共工事の価値の向上を図る一方で、不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工が重要となる。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や維持管理費の軽減に繋がるものであり、これにより供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めたコスト縮減、事業効果の早期発現等の利益を享受することができる。

さらに、地域の視点からは、現地条件の熟知、災害時の地域貢献等、地域に精通し貢献している企業が工事を実施することにより、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるという利益を享受することも期待できる。

(3) 総合評価による落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

また、評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

① 評価値の算出方法

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 評価点) / 入札価格

② 技術評価点の設定

標準点を 100 点、評価点（基本形）を 13.0～26.0 点で設定する。

	評価点	
	市内型	市内外型
特別簡易型	13.0 点	12.0 点
簡易型	21.0 点	22.0 点
簡易型 ※	26.0 点	27.0 点

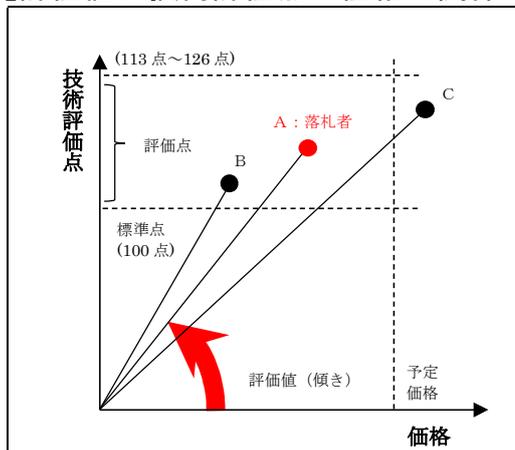
- ・ 市内型：市内業者のみを入札参加者とする場合
- ・ 市内外型：市外業者を含め入札参加者とする場合

※現場条件の制約等が大きい場合

③ 計算例

	入札価格	評価点	評価値
A社	10,000 千円	10.0 点	$(100 + 10.0) \div 10,000 = \underline{1.100}$ 落札
B社	9,500 千円	2.0 点	$(100 + 2.0) \div 9,500 = \underline{1.073}$
C社	予定価格超過	-	-

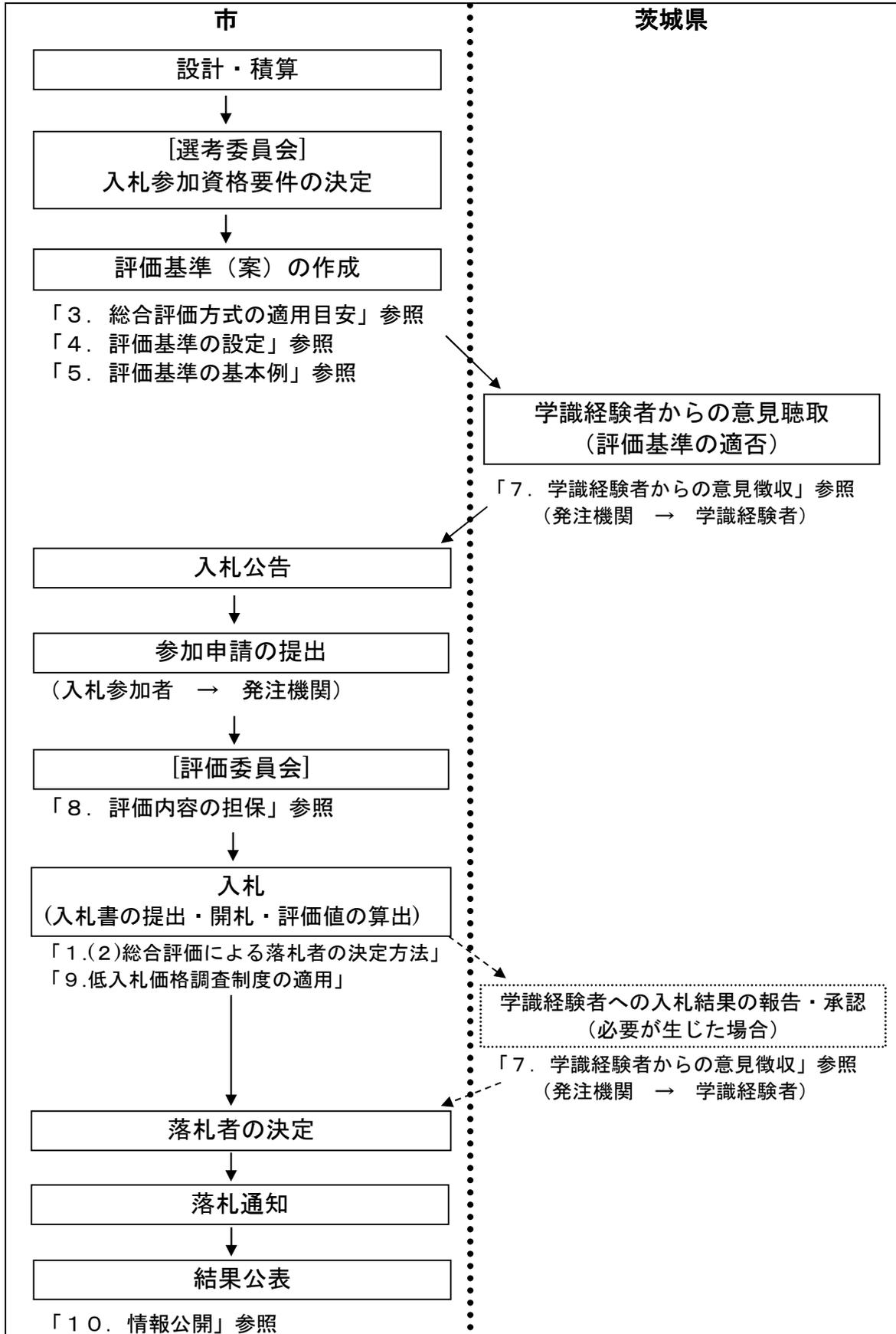
【評価値と技術評価点・価格の関係イメージ図】



【参考】 除算方式の考え方

- ① 企業の技術力、信頼性、社会性や技術提案された性能、機能、技術等の「価格以外の要素」を「評価点」として評価。
- ② 価格以外の要素に関する評価点とコストの比で優劣を評価。
評価値 = (標準点 + 評価点) / 入札価格
- ③ 入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とすることで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価。

2. 総合評価方式の実施手順
特別簡易型及び簡易型



3. 総合評価方式の適用の目安

総合評価方式の実施にあたり適用する工事の選定及び特別簡易型、簡易型のいずれを適用するかについては、当該工事の特性（規模、技術的難易度、施工上の課題等（社会的要請への対応、総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上））を考慮のうえ、下記を参考に選択する。

①特別簡易型を適用する工事

工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事。

②簡易型を適用する工事

工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、且つ施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事。

【技術的難易度の目安（参考）】

事業分類	工事区分	総合評価の種類	
		特別簡易	簡易
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	○	
	樋門・樋管、水路トンネル（推進）、伏せ越し、揚排水機場	○	
	堰、水門	○	
地滑り	地滑り対策		○
道路	舗装、道路附帯施設、切土・盛土工、法面工 カルバート工、擁壁工、排水工、地盤改良工、 維持管理	○	
	共同溝（推進・開削）、橋梁上部工、橋梁下部工、 電線共同溝工	○	
	トンネル（山岳、シールド [°] 、開削）、共同溝（シールド [°] ）		○
公園	公園植栽工	○	
下水道	管渠工（開削）	○	
	管渠工（推進、シールド [°] ）、立坑工、処理場、ポンプ場	○	
建築	新築、増改築、改修	○	

4. 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算して評価することとなるので、評価基準に何を設定し、どう評価するかが重要となる。

発注機関は、評価基準の設定にあたり、当該工事の種類や条件などを勘案し、工事実施によって影響を受ける周辺住民や、整備される公共施設の利用者、ひいては市民にとって価格以外の要素でメリットのある基準の設定に配慮するものとする。なお、評価基準の内容や数について制限は設けないが、メリットがもたらされる期間や対象範囲、影響など様々角度からの検証・考慮を行い、評価項目や配点を設定すること。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えて厳しい条件を設定することの無いよう個別の工事の特性に応じて技術的観点から必要な条件を具体的に設定すること。

※評価項目及び評価基準については、必要に応じて見直しを行う。

(1) 評価項目一覧

評価項目		市内型		市内外型	
		特別簡易	簡易	特別簡易	簡易
企業の施工能力	工事成績	◎	◎	◎	◎
	企業の施工実績	◎	◎	◎	◎
	週休2日制工事の施工実績	◎	◎	◎	◎
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験	◎	◎	◎	◎
	配置予定技術者の保有資格	◎	◎	◎	◎
	登録基幹技能者の配置	○	○	○	○
地域精通度	地域内拠点の有無	—	—	◎	◎
地域貢献度	災害時地域貢献の実績	◎	◎	—	—
	防疫業務の実績	◎	◎	—	—
	市産資材の活用	○	○	◎	◎
	地域活動（ボランティア）の実績	◎	◎	—	—
	企業の新規雇用実績	○	○	○	○
	若手又は女性技術者の配置	◎	◎	◎	◎
	災害時の基礎的事業継続力の認定	○	○	○	○
施工計画	【工事内容等に応じ2～3項目の課題を設定】	—	◎	—	◎
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】	—	—	—	—
その他	各工事で設定する独自要件	○	○	○	○

(注) 市内型：市内業者のみを入札参加者とする場合
市内外型：市外業者を含め入札参加者とする場合

◎基本項目：総合評価方式の基準となる項目

○選択項目：当該工事において、条件の合った評価項目がある場合、設定ができる

(2) 評価項目と配点 (基本形)

評価項目		特別簡易型		簡易型		簡易型 (※現場条件の制約等が大きい場合)	
		市内型	市内 外型	市内型	市内 外型	市内型	市内 外型
企業の 施工能力	工事成績	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	企業の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	週休2日制工事の 施工実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
配置予定 技術者の 能力	配置予定技術者の 施工経験	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	配置予定技術者の 保有資格	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
地域 精通度	地域内拠点の有無	—	2.0	—	2.0	—	2.0
地域 貢献度	災害時地域貢献の 実績	1.0	—	1.0	—	1.0	—
	防疫業務の実績	1.0	—	1.0	—	1.0	—
	市産資材の活用	—	1.0	—	1.0	—	1.0
	地域活動 (ボランティア) の実績	1.0	—	1.0	—	1.0	—
	若手又は女性技術 者の配置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
施工計画	施工上の課題に関 する対応策等を評価	—	—	8.0	10.0	13.0	15.0
合 計		13.0	13.0	21.0	23.0	26.0	28.0

(注) 市内型：市内業者のみを入札参加者とする場合
 市内外型：市外業者を含め入札参加者とする場合

※現場条件の制約等が大きい場合：
 現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合

(3) 評価項目と評価基準

①工事成績評定

過去の当該発注工事と同一業種（29業種）の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去3ヶ年度に竣工した笠間市発注の1千万円以上の工事と同一業種の工事とする。

また、対象となる評定点がない場合は、評価点を0点（評定点の平均値を65.0点）とみなす。

共同企業体による入札参加の場合においては、共同企業体の各構成員の評価対象評定点のすべてを平均した点数（少数点以下第2位四捨五入）によって評価する。

なお、代表構成員又は構成員のいずれかに評価対象の評定点がない場合は、当該構成員の評定点を65.0点とみなし、平均値を算出する。

【評価対象業種（29業種）】

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

②企業の施工実績

同種（類似）工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち、同種（類似）工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

③週休2日制工事の施工実績

笠間市で発注した完全週休2日制促進工事における施工実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度において竣工した「完全週休2日制促進工事」における履行の事実を証明書類により確認できるものに限る。

④配置予定技術者の施工経験

同種（類似）工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）、又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち同種（類似）工事を標準とする。

ただし、これらについては当該工事の条件等に応じて変更できるものとする。

⑤配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定める。

⑥登録基幹技能者の配置

当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。

評価の対象は、登録基幹技能者の配置であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。職種を複数指定した場合は、いずれかの職種の配置でよい。

⑦地域内拠点の有無

笠間市内に本店又は支店等（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）がある場合に評価する。

評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定める。

⑧災害時地域貢献の実績

笠間市との災害時の応急作業に関する協定による要請に基づき行った災害時地域貢献の実績の有無で評価する。なお、貢献活動に際し対価を得ている場合にも、実費相当である場合には評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度における実績とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員いずれかの実績でよい。

⑨防疫業務の実績

茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書（以下、防疫業務協定）に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度のいずれかの防疫業務の実績とする。

また、発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑩市産資材の活用

提示した資材数量については、提示した割合以上の市産資材の活用がある場合評価する。

市産資材とは、笠間市内で産出・生産・加工又は製造（市内工場）された建設資材であること。

評価基準における資材数量の割合は、工事内容に応じて定めるものとする。

⑪地域活動（ボランティア）の実績

笠間市内における地域活動（ボランティア活動）の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度において、いずれも実績のある場合で、笠間市が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。

また、活動の内容は過去2ヶ年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑫企業の新規雇用実績

従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度の開始日以降に、正規雇用（原則、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイム勤務で、期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3ヶ月以上継続雇用している実績が有る場合とする。

また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

⑬若手又は女性技術者の配置

当該工事における若手又は女性技術者の配置の有無で評価する。

評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者の当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。

また、当該工事の業種区分に該当する主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者（有資格者）を配置する場合に評価する。

評価の対象とする主任（監理）技術者の資格要件は、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号に規定する資格とする。

なお、現場代理人と主任（監理）技術者を兼務する場合であっても評価の対象とするが、他工事と兼務する若手又は女性技術者を配置する場合は評価の対象外とする。

⑭災害時の基礎的事業継続力の認定

入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無で評価する。共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかが認定を受けていればよい。

⑮施工計画の評価

現場条件の把握や施工上の課題対応など具体的な2～3項目の課題を定め、A4版2枚以内の対応策の提出を入札参加者より求め評価する。

なお、提出にあたり必要最小限の図面等の資料の添付を可能とする。

⑯技術提案

施工上の課題に関する技術提案を入札参加者より求め評価する。技術提案の内容は施工方法等に関するもので、市民にとって最も有利となる調達が可能な提案を期待でき、且つ民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から工事の特性に応じて定める。

（４）評価の方法

評価方法については、評価項目の特性を踏まえて、数値方式による定量的な評価、又は判定方式による定性的な評価を行う。

なお、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を与え、満たしていない場合には欠格として、競争参加資格がないと認めることができる。

また、特に重要視する評価項目については、評価方法に1位満点方式を採用すること等により重要性を反映させることができるものとする。

5. 評価基準の基本例

評価基準の基本となる例を以下に示す。実際の評価基準等は、工事内容や入札参加要件等を勘案し、必要に応じて以下の基本例を修正のうえ、設定すること。

(1) 市内業者のみを入札参加者とする場合

①特別簡易型

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、〇〇年 4 月 1 日から〇〇年 3 月 31 日までに竣工した笠間市発注の 1 千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象無し	0 点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、〇〇年 4 月 1 日から〇〇年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	1.0 点
		上記以外	0 点
ウ 週休 2 日制工事の施工実績 笠間市で発注した完全週休 2 日制促進工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 2 ヶ年度において竣工した「完全週休 2 日制促進工事」における履行の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0 点	〇〇を有する	1.0 点
		上記以外	0 点
エ 配置予定技術者の施工経験 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、〇〇年 4 月 1 日から〇〇年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験有り	1.0 点
		上記以外	0 点
オ 配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の保有資格により評価する。 【評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0 点	〇〇を有する	1.0 点
		上記以外	0 点

カ 災害時地域貢献の実績 笠間市との災害時の応急作業に関する協定による要請に基づき行った災害時地域貢献の実績の有無で評価する。なお、貢献活動に際し対価を得ている場合にも、実費相当である場合には評価する。 評価の対象は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までの活動実績とする。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
キ 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、〇年度又は〇年度において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
ク 地域活動（ボランティア）の実績 笠間市内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、〇年度及び〇年度において、いずれも実績のある場合で、笠間市が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は〇年度及び〇年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
ケ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
合 計	13.0点		

②簡易型

・特別簡易型〔市内型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型〔市内型〕に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
エ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
オ 配置予定技術者の保有資格	1.0点		
カ 災害時地域貢献の実績	1.0点		
キ 防疫業務の実績	1.0点		
ク 地域活動（ボランティア）の実績	1.0点		
ケ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
コ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 ・課題1 ・課題2 ・課題3 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	8.0点	【1位満点方式】 評価点=8.0点（満点）×（当該競争参加者の採点々数）÷（競争参加者の内の最高の採点々数） （小数点以下第2位四捨五入1位止め） 不可と評価された場合は入札参加を認めない	満点 8.0点
合計	21.0点		欠格

③簡易型（現場条件の制約等が大きい場合）

・特別簡易型〔市内型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型〔市内型〕に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
エ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
オ 配置予定技術者の保有資格	1.0点		
カ 災害時地域貢献の実績	1.0点		
キ 防疫業務の実績	1.0点		
ク 地域活動（ボランティア）の実績	1.0点		
ケ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
コ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 ・課題1 ・課題2 ・課題3 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	13.0点	<p>【1位満点方式】 評価点=13.0点(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)</p> <p>不可と評価された場合は入札参加を認めない</p>	<p>満点 13.0点</p> <p>欠格</p>
合計	26.0点		

(2) 市外業者を含め入札参加者とする場合

①特別簡易型

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、〇〇年 4 月 1 日から〇〇年 3 月 31 日までに竣工した笠間市発注の 1 千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象無し	0 点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、〇〇年 4 月 1 日から〇〇年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の実績有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績有り	1.0 点
		上記以外	0 点
ウ 週休 2 日制工事の施工実績 笠間市で発注した完全週休 2 日制促進工事における施工実績の有無で評価する。 評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 5 ヶ年度において竣工した「完全週休 2 日制促進工事」における履行の事実を証明書類により確認できるものとする。	1.0 点	〇〇を有する	1.0 点
		上記以外	0 点
エ 配置予定技術者の施工経験 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、〇〇年 4 月 1 日から〇〇年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の経験有り	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験有り	1.0 点
		上記以外	0 点
オ 配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の保有資格により評価する。 【評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0 点	〇〇を有する	1.0 点
		上記以外	0 点
カ 地域内拠点の有無 本店又は支店等（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）がある場合に評価する。 【評価の対象とする基準等は、当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0 点	笠間市内に本店を有する	2.0 点
		上記以外	0 点

キ 市産資材の活用 提示した資材数量について、〇〇%以上の市産資材の活用がある場合評価する。 市産資材とは、笠間市内で産出・生産・加工又は製造（市内工場）された建設資材であること。 評価基準における資材数量の割合は、工事内容に応じて定めるものとする。	1.0点	提示した資材数量の〇〇%以上の活用が有る	1.0点
		上記以外	0点
ク 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
合 計	13.0点		

②簡易型

・簡易型〔市内外型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※簡易型〔市内外型〕に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
エ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
オ 配置予定技術者の保有資格	1.0点		
カ 地域内拠点の有無	2.0点		
キ 市産資材の活用	1.0点		
ク 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ケ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 ・課題1 ・課題2 ・課題3 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	10.0点	【1位満点方式】 評価点=10.0点(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷ (競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 10.0点
		不可と評価された場合は入札参加を認めない	欠格
合計	23.0点		

③簡易型（現場条件の制約等が大きい場合）

・簡易型〔市内外型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※簡易型〔市内外型〕に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
エ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
オ 配置予定技術者の保有資格	1.0点		
カ 地域内拠点の有無	2.0点		
キ 市産資材の活用	1.0点		
ク 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ケ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 ・課題1 ・課題2 ・課題3 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	15.0点	【1位満点方式】 評価点=15.0点(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 15.0点
		不可と評価された場合は入札参加を認めない	欠格
合計	28.0点		

6. 評価委員会

技術資料の評価は、評価委員会によるものとし、評価委員会は次に掲げるものをもって組織する。

評価委員会

委員長 工事主管課長

副委員長 財政課長

委員 工事主管課長補佐、契約検査室長、及び委員長が指名した者

評価委員会の庶務は、契約検査室及び工事主管課双方で行う。

7. 学識経験者からの意見聴取

(1) 意見聴取の目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

従って、技術的な見地からではなく、総合評価方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とする。

(2) 意見聴取の内容

総合評価方式の落札者決定基準について意見聴取を行う。

また、当該意見聴取の際に、入札後、落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があると示されたときは、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(3) 意見聴取の時期

落札者決定基準については、選考委員会において当該項目に関する審議を行う前に意見聴取を行う。

落札者の決定について意見聴取が必要となった場合には、入札後、落札者の決定にあたり意見聴取を行う。

(4) 意見聴取の方法

① 2名以上の学識経験者より意見聴取を行うものとする。

② 総合評価方式の落札者決定基準に関する意見聴取については、WEB会議形式により行うことを基本とするが、学識経験者の了解が得られた場合には、会議形式、個別面談、電子メール等の通信手段により行うものとする。

なお、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により聴くこともできるものとする。

③ 落札者の決定に関する意見聴取については、原則として電話、ファックス、電子メール等の通信手段により行うこととする。

- ④ 会議形式により意見を聴く場合の役割分担は以下のとおりとする。
 責任者 総務部財政課契約検査室長
 庶務 契約検査室
 説明 工事主管課
- ⑤ 個別面談又はWEB会議システム、電話、ファックス、電子メール等の通信手段にて意見を聴く場合には、上記会議形式の際の役割分担を参考に、契約検査室及び工事主管課の職員にて対応する。

8. 評価内容の担保等

(1) 評価内容の担保

総合評価方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された配置・雇用計画や選定計画（以下、「計画等」という。）や施工計画・技術提案（以下、「技術提案等」という。）は契約内容となるため、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

なお、実際の施工に際しては、技術提案等の内容に応じた施工方法により施工し、技術提案等を満たす施工を行わせるものとする。

(2) ペナルティーの設定

① 違約金の徴収

計画等・技術提案等に対する不履行があった場合、違約金の徴収を行う。違約金の徴収については、「評価委員会」の審議により決定する。以下の式に基づき、違約金額を算定する。

$$\text{違約金（税抜き）} = A \times \left(1 - \frac{(B + C_2)}{(B + C_1)} \right)$$

A : 入札価格 B : 標準点（100）

C₁ : 入札時の提案内容に基づく加算点

C₂ : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

・計算の過程では、少数点第四位未満切捨て、また円未満切捨てとする。

② 虚偽等に対する指名停止等の措置

虚偽による計画等・技術提案等の提示等で、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、笠間市の規程に基づき、当該入札参加者に対し指名停止等を行うものとする。

9. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(1) 入札公告等

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価方式の適用の旨
- ② 入札参加資格
- ③ 入札の評価に関する基準
 - ・評価項目、評価基準及びその得点配分
 - ・評価項目ごと最低限の要求要件
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤ 計画等・技術提案等が履行できなかった場合の措置

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 各入札参加者名
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

(3) 苦情申し立て等への対応

入札参加者又は技術資料提出者より入札又は技術資料の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。